

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道農政事務局長 } 殿

(農林水産省) <sup>1</sup>消費・安全局長

## クロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤の適正使用について

このことについて、「平成18年農業生産の技術指導について」(平成18年4月21日付18企第19号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知)、「平成18年度農薬危害防止運動の実施について」(平成18年5月26日付け薬食発第0526002号・18消安第2347号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知)等において、農薬の使用時における安全確保やクロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤の適正な取扱い等について指導をお願いしているところである。

しかしながら、依然として、クロルピクリン剤の不適正な使用に起因する事故の発生がみられることから、クロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤使用時の安全確保の一層の徹底を図る必要がある。

については、これまでの農薬の適正使用及び危害防止の指導の一層の強化を図るとともに、特に、下記の事項について、(貴局管下都道府県) <sup>2</sup>に対し指導をお願いする。

### 記

- クロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤の使用に当たっては、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆等を確実に実施するよう指導を徹底すること。  
特に、クロルピクリン剤については、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うよう、使用者に対する指導を徹底すること。
- クロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤の施用後は、速やかに被覆することを徹底するとともに、施用と同時にビニール等で被覆する技術やテープ剤、錠剤等を使用した簡便な施用技術についても推進を図ること。
- 特に、ビニールハウスをはじめとする施設等においてクロルピクリン剤等の土壤くん蒸剤を使用する場合は、上記1及び2を十分踏まえた上で、以下の事項を遵守するよう、指導を徹底すること。
  - 施設内での作業中は、出入口、天窗、側窓等を開け通気を行う。
  - 施用作業後は直ちに密閉し、臭気が残っている期間は施設内に入らない。
  - くん蒸後の作業でハウス内に入る場合には、臭気が無くなったことを確認してから十分換気した後に入室する。
- たばこ栽培等に使用される深層土壤くん蒸処理に当たっては、その処理法に適した機材を使用し、薬液注入の深さや注入後の土壤鎮圧等を十分注意して行うこと。

<sup>1</sup> : 内閣府沖縄総合事務局長あてにのみ記載する。

<sup>2</sup> : 北海道農政事務所長あてには「北海道」、関東農政局長あてには「貴局管下各都県」、近畿農政局長あてには「貴局管下各府県」、その他の各地方農政局長あてには「貴局管下各県」、内閣府沖縄総合事務局長あてには「沖縄県」とする。

18消安第8846号  
平成18年11月30日

独立行政法人農薬検査所理事長  
社団法人日本植物防疫協会理事長  
社団法人日本くん蒸技術協会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
全国農薬協同組合理事長  
財団法人日本葉たばこ技術開発協会会長  
全国たばこ耕作組合中央会会長  
社団法人日本花き生産協会会長  
農薬工業会会長  
クロルピクリン工業会会長  
メチルプロマイド工業会会長

殿

農林水産省消費・安全局長

#### クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について

このことについて、「平成18年農業生産の技術指導について」(平成18年4月21日付18企第19号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知)、「平成18年度農薬危害防止運動の実施について」(平成18年5月26日付け18消安第2347号農林水産省消費・安全局長通知)等において、農薬の使用時における安全確保やクロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正な取扱い等についてご協力をお願いしているところです。

しかしながら、依然として、クロルピクリン剤の不適正な使用に起因する事故の発生がみられることから、クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤使用時の安全確保の一層の徹底を図る必要があります。

については、これまでの農薬の適正使用及び危害防止の指導の一層の強化を図るため、都道府県に対し、別紙のとおり指導することとしたので、御了知いただくとともに、特段のご協力をお願いします。

別紙として、各地方農政局長等あての文書の写しを添付する。